

令和6年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

商工観光労働部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
高等技術専門校	離職者等再就職訓練 事業(知識等習得 コース)	委託訓練 (Webクリエイター科) (12月開講) 単価契 約	令和6年10月4日 ~ 令和7年8月8日	株式会社ビット	5,280,000	国の単価契約限度額の中で、金額だけを決定要素にせず、より就職に結びつく訓練を実施するため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により選定したため。 ※債務負担行為を含む契約	2	4
高等技術専門校	離職者等再就職訓練 事業(知識等習得 コース)	委託訓練 (経理・財務事務科) (2月開講) 単価契約	令和6年12月6日 ~ 令和7年10月7日	株式会社いと源	5,021,720	国の単価契約限度額の中で、金額だけを決定要素にせず、より就職に結びつく訓練を実施するため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により選定したため。 ※債務負担行為を含む契約	2	4